

7 学校における対応の実際

(1) 組織的対応

学校における児童虐待への対応の基本は組織的対応です。担任一人が取り組んでも決して状況は改善されません。校内の連携を強め、組織的な対応を行うためには、日頃から児童虐待についての共通理解が必要です。「この程度なら、大したことではない」という認識が深刻な事態を招くこともあります。虐待が疑われる場合には、校長等の管理職、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター等の教職員からなるチームを編成して対応することです。

(2) 教職員の役割

① 校長等の管理職

全教職員が組織的な対応を行うためには、校長等の管理職の役割は極めて重要です。管理職は、個々の教員から虐待を疑われる事案について報告を受けたら、速やかに学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど可能な範囲で関係職員を集め、それぞれがもつ情報を収集し、事実関係を整理することが重要です。

- 学校経営、生徒指導の指導方針における児童虐待防止の明確な位置付け
- 虐待対応の明確な役割分担のための校内分掌の整備
- 全教職員の共通理解のための校内研修等の実施
- 校外の関係機関（こども家庭相談センター、警察、医療機関等）との連携の強化
- 保護者や地域関係者との連携の強化

② 生徒指導主任

非行や不登校など、問題行動の背後にある虐待を発見する上で、その役割は重要です。研修や校内連携及び関係機関との連携において、実践的リーダーとなります。

- 児童虐待への対応を生徒指導の活動の一環としての位置付け
- 研修等を通じて教職員の共通理解の促進
- 校外の関係機関（こども家庭相談センター、警察、医療機関等）との連携の促進

③ 担任

日常的に子どもに接し、その変化に最も気づきやすい立場にある者として、子どものサインに注意を払うことが必要です。

また、問題行動を自分の指導の善し悪しとして捉える前に、子どものことを最優先にして、管理職や生徒指導主任、養護教諭等と相談して、組織的に対応することが大切です。

④ 養護教諭

養護教諭の職務は、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動など多岐にわたります。全校の子どもを対象としており、入学時から経年的に子どもの成長・発達を見ることができます。活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき、子どもたちにとって安心して話を聞いてもらえる人がいる場所でもあることから、児童虐待を発見しやすい立場にあると言えます。

また、体の不調を訴えて何度も来室する子ども、不登校傾向の子ども、非行や性的問題行動を繰り返す子どもの中には、虐待を受けているケースもあります。養護教諭は、このような様々な問題をもつ子どもと日常的に保健室でかかわる機会が多いため、そのような機会や健康相談活動を通して、「児童虐待があるかもしれない」という視点を常にもって、早期発見、早期対応に努める必要があります。

⑤ 特別支援教育コーディネーター

子どもは、虐待を受けることによって、学習面を含めた発達上の問題を抱える場合があります。また、発達上の問題が要因となって、虐待を誘発している場合もあります。したがって、特別支援教育コーディネーターと連携することも必要です。

(3) 虐待を疑ったら、まず校内協議、そして通告

- ① 子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、校長等の管理職に報告する。
- ② 虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、学校としての判断や方針等を校内で協議する。
- ③ 校長等の管理職から市町村の児童虐待通告先へ電話連絡し、後ほど文書で通告する。

(4) 子どもと保護者への対応

虐待を受けている子どもは孤立感を抱き、自尊心を傷つけられていたり、自己肯定感を低めてしまっている場合があります。改まって虐待の事実を尋ねられると、口を閉ざしてしまいます。しかし、ちょっとした機会に「この頃、元気がなさそうだけど、どうしたの？」や「頑張ってるね。」と教職員から声をかけられると、虐待を受けている子どもは見守られていることを実感し、信頼感を抱きはじめます。そして、心にしまいこんだ辛さなど訴えることができるようになります。

子ども自身がリラックスできる雰囲気をつくり、担任や養護教諭等顔なじみで安心できる人が話をするなどの配慮をします。子どもは年齢や性格によって、言葉の理解力や表現力に大きな差があり、十分な配慮が必要です。

虐待者である保護者に対しては、共感的に対応する者と、社会規範的に対応する者との複数で対応する必要があります。どちらか一方の対応ではなく、それぞれの役割を複数の教職員が担うことが必要です。共感的対応は、保護者と接する機会が多い担任が担当し、法律的説明や学校としての見解などを示す社会規範的対応は学年主任や生徒指導主任、教頭などが担います。

(5) かかわりのポイント① (子ども)

接し方のポイント	かける言葉(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・相づちや頷きを交えながら、話をしっかり聴き、どのような内容であっても真剣に受け止める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「つらかったんやね。」 ○「怖かったんやね。」 ○「腹がたったんやね。」
<ul style="list-style-type: none"> ・辛い体験を話したときには、その勇気を賞賛し感謝する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「勇気をもって話してくれたんやね。ありがとう。」
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の身の安全を確認する。ただし、事情聴取的な質問や無理な追及にならないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「〇〇に叩かれたことは、今までにもあった？それとも、今回が初めて？」
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自責の気持ちを和らげるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「〇〇君(さん)は悪くないんだよ。」
<ul style="list-style-type: none"> ・「はい」「いいえ」で答えるような質問にならないように注意し、できるだけ、子ども自身の言葉を引き出す。 ・ひどい虐待があっても、子どもが不安にならないよう冷静に聴く。 	<ul style="list-style-type: none"> ×「こんなあざがあるということは、きっとお父さんに殴られたに違いないね。」 (強制したり、誘導的な質問は避ける) ○「〇〇君(さん)、ここにあざがついているけど、痛そうだなあ。どうしたんだろう？」
<ul style="list-style-type: none"> ・その子どもを支える大人が周囲に存在するかを確認するとともに、できることを子どもと一緒に考えていくことを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「このことを、今まで誰かに相談したかな？」 ○「どうしたらいいか先生と一緒に考えてみない？」
<ul style="list-style-type: none"> ・安易な約束はせず、人の力を借りれば何か変わるのではないかと期待や安心感を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「あなたがこれ以上怖い思いをしたり、傷ついたりしないように、他の人にも相談したい。」 ×「話したことは絶対に内緒にするよ。」 (通告の義務に反する約束はしない)
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが通告を拒否する場合は多いが、根気強く話をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「あなたを守るには、通告はどうしても必要なことなんだよ。」

(6) かかわりのポイント② (保護者)

接し方のポイント	かける言葉(例)
共感的対応	
<ul style="list-style-type: none"> 親の意識に焦点を当てた会話を心がける。 非難や批判をせず、訴えを傾聴する。 	○「今困っていることはないですか？」
<ul style="list-style-type: none"> 親が子育てする上でどんなことに不安やいらだちを抱いているかを聴き、親の思いを受け止める。 	○「今まで頑張ってこられたんですね。」
<ul style="list-style-type: none"> 解決に向けて、共に取り組む姿勢を見せる。 焦らずに時間をかけて改善していくことを伝える。 専門機関を紹介し、親の情緒的ケアを行う。 	○「私たちと共に、子育てについて考えてみましょう。」 ○「これから私たちと一緒に子どもを支えていきましょう。(一緒に考えていきましょう。)」
社会規範的対応	
<ul style="list-style-type: none"> 保護者の状態を考慮して、できるだけ早い段階で明確に伝える。 	○「お父さん(お母さん)の行為はしつけの範囲を超えています。事情があるにせよ、法律に照らすと虐待と判断されかねません。」
<ul style="list-style-type: none"> 子どもを守り育てる教育の専門機関としての毅然とした態度を示す。 	○「虐待を疑わせるサインが少しでも見られたら、学校として法律に基づいて市(町村)等に通告しなければなりません。」
<ul style="list-style-type: none"> 当面の具体的なかかわりについてアドバイスする。 	○「注意や叱る場合には、深呼吸して冷静になってから言い聞かせる方が効果的です。」

(7) 関係機関との連携

虐待は一人で、また一機関で解決できるものではありません。福祉、医療、保健、司法等の様々な領域の機関や担当者と連携して取り組まなければなりません。外部機関との窓口を決め、情報の混乱を避ける工夫や、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に参加して、関係機関や学校の役割分担を明確にするために、情報共有や機関連携を強める必要があります。

(8) 一時保護への対応

児童福祉法第33条には、児童相談所長が必要と認めるときは児童に一時保護を加えることができると規定されています。この一時保護は子どもの安全確保が最優先されるため、保護者の同意は必ずしも必要ではなく、子どもや親の意に反して児童相談所長の権限で子どもを親から分離することができます。保護の期間は2か月以内ですが、延長されることもあります。それだけに親子双方への影響やダメージは大きく、慎重かつ迅速に行わなければなりません。

登校してきた子どもに医学的治療を施さなければならない外傷があったり、子どもが親からの虐待を恐れて帰宅を拒否する場合、一旦下校したが学校へ逃げてきた場合など、また親が「このままでは(子どもに対して)何をしでかすかわからない。」と子どもの保護を求めた場合などは、市町村に連絡するとともに、こども家庭相談センターに緊急一時保護を求めなければなりません。連絡を受けたこども家庭相談センターでは学校等を訪問し、緊急一時保護に向けて調査面接を行い、その可否を検討して判断します。

保護者と一緒にいる家庭から子どもを一時保護する場合、家の鍵を閉めて面接そのものを保護者が拒否したりするなど、一時保護を断念せざるを得ないことがあります。また、保護者が興奮して子どもを抱きかかえて離さなかったり、保護者の混乱状態を子どもが目にしてショックを受ける心配もあります。したがって、円滑な一時保護の実施のためには学校等で実施することが望まれる場合があり、学校の協力は不可欠です。

一時保護から在宅支援への具体的手順と留意点(例)

具体的手順	留意点
①校内での保護 ○登校時：教室に入ることなく速やかに別室へ連れて行く。 ○登校後：休憩時などを利用して、別室へ移動させる。	○他の子どもの目にあまり触れないように配慮する。 ○教科書等をそのままにして、さりげなく移動させる。
②こども家庭相談センターへの移送	○子どもの不安等が高い場合は、こども家庭相談センターの依頼に応じて、教職員が同行する。
③こども家庭相談センターでの面会	○面会は子どもへのサポートの意味でも重要である。面会の開始時期や頻度などについて、こども家庭相談センターの担当者と直接連絡をとることが大切である。
④一時保護解除後の在宅支援	○子どもが安心して戻れる環境を準備する。 ○学校等での子どもの様子を伝え、親との関わりを深める。



ワンポイントアドバイス 「一時保護に対する保護者対応」

一時保護の事実を知った保護者の不安や怒りを受け止めなければなりません。しかし、理不尽な学校への非難については、「一時保護の決定・実施はこども家庭相談センターが行ったものであり、学校が決定したものではない。」と、専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えてください。また、保護者からの「子どもはどこにいるんや。」などの全ての問い合わせは、「こども家庭相談センターに直接、尋ねてほしい。」と一貫して答えてください。

保護者を責めても良い方向には進みません。責任を追及するのではなく、保護者の話を傾聴することで自身の気持ちや悩みが出やすくなります。子どもがいなくなった寂しさや不安感をもつ保護者をサポートしましょう。



ワンポイントアドバイス 「DV被害者の子どもを受け入れた場合の対応」

○保護者に確認しておくこと

- ・クラスに子どもを紹介する場合、名前等をどのように説明するのか相談します。
- ・登下校の方法や連絡方法について、保護者や保護施設に確認します。
- ・名簿や電話連絡網などへの記載や写真・卒業アルバムなどについても配慮が必要です。
- ・行事などで外部の方の来校がある場合の対応について、保護者や保護施設に確認が必要です。

○日常的に配慮しておくこと

・クラスの子どものうち当該子どもの存在が漏れることが予想されます。平素から、子どもに対して、知らない人から友だちのこと(名前、住所、電話番号、保護者の名前等)を尋ねられても「分かりません。」と答えるよう指導しておきましょう。

・平素から、下足箱、教室、廊下などに子どもの存在を見つけ出すきっかけとなる要素がないかを点検しておきましょう。

・追跡してきた保護者等による暴言・威嚇など通常の対応の程度を超え、教職員では対処できない場合などの緊急事態に備えて、警察(生活安全課)に相談しておきましょう。

(9) 継続的な在宅支援のポイント

こども家庭相談センター市町村（虐待対応担当課）による安全確認や援助方針の協議の結果、虐待の程度が比較的軽微な場合、こども家庭相談センターによる一時保護がなされず、「在宅での支援」が執られることがあります。こども家庭相談センターや市町村（虐待対応担当課）に通告があったケースのほとんどがこの「在宅での支援」に当たると言われています。また、児童虐待を理由に一時保護された子どもも家に戻されれば、その後は通学が再開されます。

学校は、各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の一員として、地域の関係機関と役割を分担し、連携しながら、子どもと親の状態を見守り続ける重要な役割を期待されています。「見守り」とは、本来は「積極的な変化への促し」を行い、その結果を「見守る」ことを意味します。虐待をする保護者はかかわり方が難しい人も多いですが、子どもや保護者への声かけやあいさつなどのかかわりを続けていくことが必要です。

① 子どもとふれあう機会を増やし、自信と安心感を与える

虐待を受けた子どもは、「誰からも危害を加えられない」、「何を話しても責められない」という安心感を感じることで、素直に自分の気持ちを出すようになっていきます。

また、虐待を受けた子どもは、「自分が悪いからこうなった」という思いをもち、自信をなくしていることが多いものです。子どもたちは認められることで、自信をもち変わっていきます。

全教職員で見守る体制を整え、子どもに愛情を注ぎながら、子どもが安心できる環境づくりが大切です。

② 友だちとの仲間づくり

虐待を受けた子どもが友だちとかかわっていくとき、弱い者に対して力を誇示したり、ときには陰でいじめを行う場合もあります。この場合、他の子どもたちへの迷惑な行動は制限する必要があります。その逆に、周囲の子どもからいじめの被害に遭う場合もあります。この場合は、いじめの被害から子どもを守る必要があります。

子どもはそうした経験を積み重ねることによって、周りの大人への信頼を深めていきます。また、自分の感情や思いを他人に伝える力が乏しい子どもも多く、教職員がその子どもの気持ちを代弁して、他の子どもたちに伝えたり、「あのときは、どうすればよかったのかな？」と、自分の行動を振り返って考えさせたりすることも必要となります。

③ 保護者を責めない

子どもを虐待する保護者は、保護者自身も同様の扱いを受けて育っていることが少なくありません。したがって、暴力や不適切な養育に違和感が少なく、自分の行為が虐待と思っていないことがよくあります。

保護者の責任を追及するのではなく、会う機会を増やし、話に耳を傾けることで、保護者が気持ちや悩みを話しやすくなります。

④ 時間をかけて話合いをする

保護者への支援では、保護者の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があること、理屈や答えが正しくても伝え方（伝わり方）を間違えば、「しつけ」ではなく、「虐待」になってしまうことを時間をかけて話し合っていくことが大切です。



ワンポイントアドバイス 「虐待による試し行動」

教職員などが子どもに気を配り、丁寧に対応していても、子どもは、わざと教職員などを怒らせるような言動をとることがあります。これは、虐待的な関係が長期に続いたために、安全な環境に置かれても、子どもが「自分の言動はどこまでが許容され、どういったことが制限されるのか、制限される場合は誰がどのように方法で制限するのか」を試すためにとっているもので、虐待を受けた子どもによく見られます。子どもが教職員などを試すようなことをしてきたときには、「挑発」に乗って子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する必要があります。

8 市町村の役割と機能

(1) 児童虐待における市町村の具体的な役割

- ① 児童虐待の通告を受理し、相談や子育て支援サービス等を活用する。
 - ② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行う。
 - ③ 立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要とされる困難なケースについては、児童相談所に直ちに連絡する。
 - ④ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い、子どもを支え見守り、家庭が抱えている問題の軽減化を図る。
- ※ ②と③については学校の協力が不可欠です。

(2) 市町村における児童虐待対応の流れ

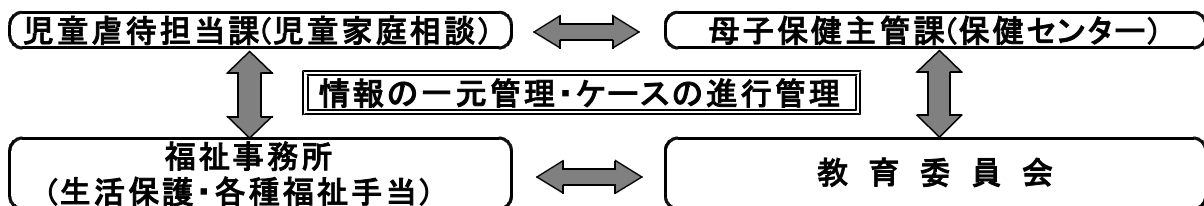
受理から緊急受理会議、調査、ケース会議（個別ケース検討会議）、連携による援助へと続く流れと、ケースの進行管理は以下のとおりです。

① 虐待通告の受付と受理

通告の受理は、状況を通告受付票や緊急度アセスメントシート（p.8）、アセスメントシート（p.13）に従って調査する。

② 緊急受理会議

通告を受けたら直ちに関係者を招集し、緊急受理会議を開催して具体的な安全確認の方法や調査内容を協議・検討します。そして、当面のケースの進行管理責任者である主担当機関・者を決めます。



③ 個別ケース検討会議

初回の個別ケース検討会議では、初期の援助方針を決定するために、次の事項を協議・検討します。

- 調査結果の報告や関係機関からの追加・補足事項などの情報の共有
- 子どもや家庭状況の整理
- 緊急性や送致の必要性などを含めた対応方法の検討
- 支援や更なる調査を「誰(機関)が、何を、どのようにして、いつまでに行うのか」といった役割分担の決定
- ケースの主担当機関や次回のケース会議開催の日時の決定



ワンポイントアドバイス 「見守り」vs.「放置」

個別ケース検討会議で「見守り」を役割分担として決める場合には、具体的に「何を見守り、どのように対応するのか」を明確にしないと、結果的に何もしない「放置」になってしまいます。何もしないことの言い訳に「見守り」と決めている状況もあります。「見守り」とは具体的に、1日1回、子どもの姿を把握し、3か月以内が目途とされています。

④ 連携による援助

継続的な子どもの安全確認や保護者への支援などのために、各機関が連携して援助を実施します。特に子どもが属する学校は、学校生活の様々な場面や機会を通じて、中・長期にわたる指導・援助を行うとともに、モニタリング機関としての役割を担います。

※ モニタリング機関：子どもや家庭に日常的に接し、普段は様々な援助を行い、子どもの心身の状況を把握して、その変化の兆しに気付く立場にある機関や人を意味し、虐待の早期発見と市町村への通告、関係機関への連絡など極めて重要な役割を担う機関

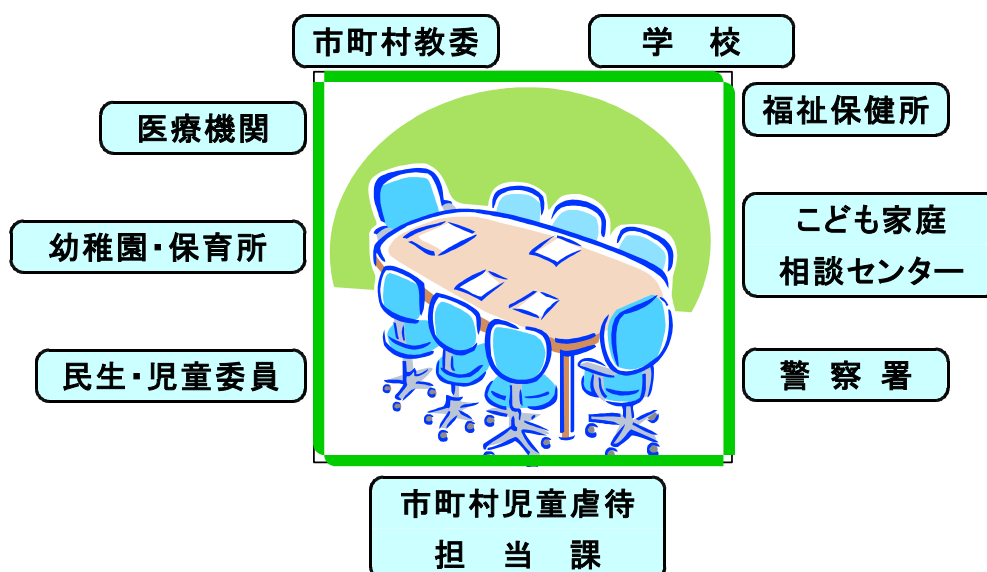
(3) 要保護児童対策地域協議会

各市町村の要保護児童対策地域協議会は、関係機関による情報の共有化と個人情報の保護の関係を明らかにするために、児童福祉法第25条の2により設置が努力義務とされています。

要保護児童対策地域協議会は、一般的に代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議の三層構造で運営されています。特に実務者会議の中に位置付けられている進行管理会議では、全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等が検討されることになっています。

教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報は市町村教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとし、個別ケース会議には、市町村教育委員会に加え、対象となるケースに直接関係する学校等の関係者の参画が求められる場合があります。

要保護児童対策地域協議会



9 こども家庭相談センター（児童相談所）の対応

（1）基本的機能と権限

こども家庭相談センター（児童相談所）は、子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。児童福祉司や児童心理司、医師（小児科医、精神科医）、保健師、児童指導員、保育士等の専門職員が、社会的、心理学的、医学的診断、行動診断等を基に援助方針を立て、助言や指導、施設入所や里親委託等により専門的に支援し、その福祉を図っています。

市町村が児童家庭相談の第一義的な相談援助活動を行うのに対して、こども家庭相談センターは専門的な知識及び技術を必要とするものについて対応します。

<基本的機能>

① 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

② 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用した一貫した子どもの援助を行う機能

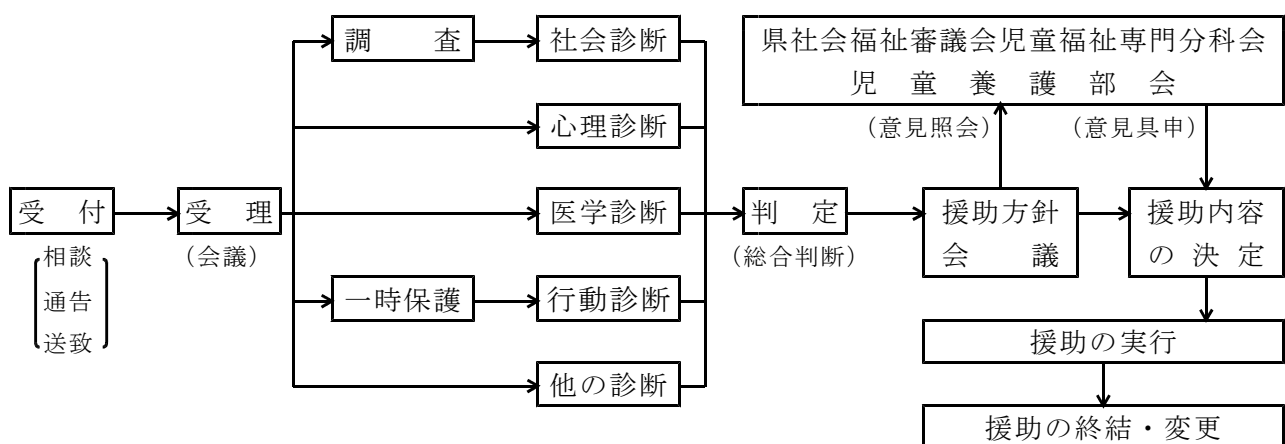
③ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能

④ 措置機能

子どもや保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、児童家庭支援センター等に指導させたり、子どもを児童福祉施設などに入所させたり、里親に委託する等の措置を行う機能

（2）こども家庭相談センターにおける相談援助活動の体系・展開



(3) 児童虐待対応におけるこども家庭相談センターの対応と主な権限

市町村による指導・援助が困難な児童虐待に取り組むため、こども家庭相談センターでは各種職員によるチームアプローチと、援助方針会議等の合議制の原則に基づいた専門的な対応を行い、法で定められた行政上の権限を行使します。

① 出頭要請、立入調査、臨検・搜索

市町村等の家庭訪問が保護者から拒否された場合であって、児童虐待のおそれがあると認められる場合には、子どもと保護者に対して出頭を要請することができます。それに応じない場合には、児童虐待防止法第9条に基づいて子どもの居所に立ち入って必要な調査や質問を行うことができます。それでもなお家の鍵をかけたままなど一切の調査が拒否された場合は、再度の出頭要請を行うなどの手続きの後に、司法判断のもとで強制的に居所に入って子どもを探すなどの権限があります。

② 児童相談所長による一時保護

子どもを親から分離して保護して生活させる一時保護は、保護者等の同意が必要です。しかし、子どもの安否確認等の結果、子どもの安全確保のために一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反する場合であっても、児童相談所長の権限で一時保護を行うことができます。その決定に当たっては、子どもの生命にかかる重大な事態に発展する危険性や、親との分離による子どもへのダメージなどについて十分に検討します。

③ 家庭裁判所の承認による乳児院、児童養護施設（※）への入所、里親委託

児童虐待等により、保護者に子どもを監護させることが、著しく子どもの福祉を害する状態であるにもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、児童福祉法第28条に基づく申立を行い、家庭裁判所の承認を得た上で施設入所等の措置を行うことができます。

※ 児童養護施設

虐待されている児童、その他保護者の行方不明、死亡、疾病入院、経済的理由など何らかの理由で家庭での養育が困難な児童を保護し、あわせてその自立を支援することを目的とする入所施設をいいます。

児童養護施設名	所在地	電話番号
いかるが園	636-0116 生駒郡斑鳩町法隆寺2-12-8	0745-74-2152
愛染寮	630-0257 生駒市元町2-14-8	0743-74-1172
天理養徳院*	632-0018 天理市別所町715-3	0743-62-0371
飛鳥学院*	633-0053 桜井市谷480	0744-42-2831
大和育成園	633-0253 宇陀市榛原萩原1758	0745-82-0107
嚶鳴学院	637-0027 五條市島野町745	0747-22-7115

*天理養徳院、飛鳥学院は児童家庭支援センターを兼ねています。

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整や援助を総合的に行うことを目的とする施設をいいます。

児童家庭支援センター名	所在地	電話番号
児童家庭支援センターてんり	632-0018 天理市別所町715-3	0743-63-8162
児童家庭支援センターあすか	633-0053 桜井市谷480-3	0744-44-5800

注)「児童」とは、満18歳に満たない者をいいます。(児童福祉法第4条)

10 学校における児童虐待対応Q&A

Q1 「もしかして虐待？」と考えると、どうしていいかわかりません。

A1 一人で抱え込まず、みんなで考えていきましょう。

「虐待されているのでは？」と疑われる子どもを目の前にしたとき、教育に携わる者として様々な迷いや不安が浮かんでくるのは、きわめて自然なことです。そんなときこそ、一人きりで悩まず、積極的に同僚や管理職に相談したり、[※]こども家庭相談センターや各専門機関に相談したりして、みんなで一緒に考えていきましょう。

※「児童相談所」を指す、以下同じ

Q2 「通告」と言われても、馴染みがないので敷居が高く感じられます。

A2 「通告」とは、市町村児童相談担当部署やこども家庭相談センターに「連絡」することです。

「通告」という言葉に馴染みがないので、難しそうな印象を受けるかもしれません。「通告」とは、市町村の児童相談担当部署や児童相談所に、援助が必要な子どもや家庭があることを「連絡」することをいいます。

方法には、電話や手紙、窓口で直接伝えるなどがあります。匿名でもかまいません。

「通告」では敷居が高いようなら、「虐待かどうかの判断に迷う」、「どう対応していいかわからない」といった「相談」をしてみるのがよいでしょう。

Q3 「虐待」と判断してよいのか自信がありません。

担任をしている子どもから、「お母さんにしょっちゅう叩かれる。」と相談されましたが、その子どもの顔や身体にあざがあったこともないので、虐待の証明ができません。それに「間違いだったらどうしよう。」と思うと、通告することができません。

A3 「虐待」かどうかの証明は必要ありません。

教職員が虐待を証明する必要はありません。通告する際に、虐待が疑われる理由(状況)を伝えるだけで十分です。「もし間違っていたら」という不安や、「疑うことの後ろめたさ」を感じる人がいるかもしれませんが、でも、もし本当だったら、重大な結果が生じてしまうかもしれません。虐待を疑ったことは責められたりしませんし、通告者が特定されないようにしてもらえるので、専門機関等に連絡しましょう。

Q4 やはり保護者との信頼関係は損なえません。

子どもの背中やお尻にいくつものあざを見つけました。その子どもの話では、食べ物をこぼすと母親から何度も強く叩かれるようなのです。でも、しつけへの熱心さのあまりの行為だと思いますし、学校では保護者との信頼関係が一番と考えているので、そっとしておきたいのですが。

A4 子どもの立場で考えましょう。

保護者との関係ばかりに目を奪われていると、虐待している保護者と同じ目線になってしまい、傷ついている目の前の子どものことが見えなくなります。

児童虐待は、子どもの身体だけでなく、心にも消えない傷を残します。また、子どもの成長にさまざまな影響を与え、その次の世代にまで虐待が連鎖するほど、大きな影響を受ける子どももいます。

子供の安全や健全な成長を最優先に考え、専門機関に通告しなければなりません。

Q5 「通告」というと「密告」するようで抵抗を感じます。

暴力でしつけをされている子どもがいます。あざもときどき見かけますが、職業柄、家庭のプライバシーを密告するような抵抗感があり、「通告」に踏み切れません。

A5 子育て支援のきっかけづくりと考えてはどうでしょう。

虐待している親のほとんどは、子育てがうまくいかず、悩んだりイライラしています。また、虐待の背景に、親の生育歴や家庭の経済状況などの複雑な要因が絡んでいることもあり、親がたくさん悩みを抱え込んで、誰にも相談できずにいる場合もあります。

「通告」とは、親の虐待行為をこども家庭相談センター等にこっそり耳打ちすることではなく、子育て支援が必要な親や家庭について、専門の相談機関に「この親(家庭)への子育て支援に、手を貸してもらえませんか。」と援助を求めることだと考えてみてはどうでしょう。

Q6 保護者からのクレームや、怒鳴り込まれるのは困ります。

他の学校から、「こども家庭相談センターに虐待を通告したら、学校が通告したことが親に伝わってしまい、父親が怒鳴り込んできて大変だった。」と聞かされました。うちの学校にも虐待が疑われる子どもがいますが、通告などしたら、同じ状況が予想される親であり、対応に困るのですが。

A6 「機関」として組織的な対応を依頼されることがあります。

児童虐待の通告者は、特定されないように守られますが、学校が保護者から「通告された」と疑われやすい立場であることは事実です。そのため、通告を疑った保護者から、電話で激しく抗議されたり、怒鳴り込まれたりする場合があります。

保護者が抗議をしてきた場合には、①必ず複数の教職員で対応し、②「全てこども家庭相談センターの判断であり、学校の判断ではない。」と伝え、保護者と虐待の話ができるようなら、③通告義務について説明します。

その際、親の言い分を聴き、通告された(疑われた)親の気持ちに理解を示しながら、②あるいは③を繰り返し伝え、「こども家庭相談センターとよく話し合ってください。」と伝えるのがよいでしょう。もし、暴力的な保護者であれば、事前にこども家庭相談センターや警察に相談しておきましょう。また、実際に保護者が暴れたり、脅したりする場合は、警察に支援を求めます。外部への支援依頼や相談は、校長など管理職が窓口になるのがよいでしょう。

Q7 通告はしたけれど...

通告義務は知っていますが、前任校では、通告してもすぐに対応してもらえませんでした。あとで訪問したこども家庭相談センターの職員にいろいろ聞かれましたが、「様子を見ましょう。」と言われただけで、対応には満足できませんでした。

A7 こども家庭相談センターや地域の児童相談体制は強化されています。

児童虐待への対応は、専門機関に通告しておしまいでありませんし、通告した子どもが全て一時保護されたり施設に入所するわけでもありません。「通告」や「相談」は子どもや親への支援のはじまりの一步に過ぎないと認識する必要があります。学校は、まず市町村の児童相談担当部署や児童相談所への「通告」あるいは「相談」をし、地域で親子を支援するためのネットワークの一員になり、要保護児童対策地域協議会のケース検討会等に参加するなど、子どもと親への支援者の一員として、かかわっていく姿勢が求められています。

11 児童虐待の通告・通報先一覧

(1) 市町村の通告受理担当課等

市町村名	総合窓口	電話番号	市町村名	総合窓口	電話番号
奈良市	子育て相談課 子ども家庭相談室	0742-34-5597	曽爾村	保健福祉課	0745-94-2103
大和高田市	児童福祉課	0745-22-1101 (内線549)	御杖村	保健福祉課	0745-95-2828
大和郡山市	こども福祉課	0743-53-1151	高取町	福祉課	0744-52-3334
天理市	児童福祉課 家庭児童相談室	0743-63-9271	明日香村	健康づくり課	0744-54-5550
橿原市	子育て支援課	0744-22-8984	上牧町	こども支援課	0745-43-5034
桜井市	こども未来課	0744-47-4405	王寺町	子育て支援課	0745-73-2001
五條市	保健福祉センター	0747-22-4001 (内線289)	広陵町	こども課	0745-55-6820
御所市	児童課	0745-62-4512	河合町	社会福祉課	0745-56-5908
生駒市	こどもサポートセンター	0743-73-1005	吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856
香芝市	児童福祉課	0745-79-7522	大淀町	福祉課	0747-52-5501
葛城市	こども・若者サポートセンター	0745-48-8639	下市町	健康福祉課	0747-52-0001
宇陀市	こども未来課	0745-82-2236	黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031
山添村	保健福祉課	0743-85-0045	天川村	健康福祉課	0747-63-9110
平群町	福祉課児童福祉係	0745-45-5872	野迫川村	住民課	0747-37-2101
三郷町	こども未来課	0745-43-7322	十津川村	福祉事務所	0746-62-0902
斑鳩町	福祉子ども課	0745-74-1001	下北山村	保健福祉課	07468-6-0015
安堵町	こども支援課	0743-57-1591	上北山村	住民課	07468-2-0001
川西町	健康福祉課	0745-44-2631	川上村	住民福祉課	0746-52-0111
三宅町	健康子ども課	0745-43-3580	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441
田原本町	子ども未来課	0744-33-9095			

(2) 警察署一覧 (各署の生活安全課が窓口となる)

警察署名	管轄区域	電話番号	警察署名	管轄区域	電話番号
奈良警察署	奈良市(奈良西・天理警察署管轄区域以外)	0742-20-0110	桜井警察署	桜井市・宇陀市・曽爾村・御杖村 東吉野村	0744-46-0110
奈良西警察署	奈良市の西部	0742-49-0110	橿原警察署	橿原市・高取町・明日香村	0744-23-0110
生駒警察署	生駒市	0743-74-0110	高田警察署	大和高田市・葛城市・御所市	0745-22-0110
郡山警察署	大和郡山市	0743-56-0110	香芝警察署	香芝市・広陵町	0745-71-0110
西和警察署	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・ 上牧町・王寺町・河合町	0745-72-0110	五條警察署	五條市・野迫川村・十津川村	0747-23-0110
天理警察署	天理市・奈良市(旧郡祁村区域)・山添村・川西 町・三宅町・田原本町	0743-62-0110	吉野警察署	吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・下北 山村・上北山村・川上村	0747-53-0110

(3) こども家庭相談センター (児童相談所)

センター名	管轄区域	電話番号	センター名	管轄区域	電話番号
中央	奈良市・大和郡山市・天理市・桜 井市・生駒市・宇陀市・生駒郡・磯 城郡・山辺郡・宇陀郡	0742-26-3788	高田	大和高田市・橿原市・五條市・ 御所市・香芝市・葛城市・高市郡・ 北葛城郡・吉野郡	0745-22-6079

関係法令



児童福祉法 (抜粋)

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

(市町村の業務)

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

(都道府県の業務)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
- ホ 児童の一時保護を行うこと。
- ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
 - (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(要保護児童発見者の通告義務)

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合において、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

(要保護児童対策地域協議会)

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者(次項において「延長者等」という。))を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(立入調査)

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置(家庭裁判所の承認を得て行う措置)をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

(児童の一時保護)

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる。

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、とともにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

- 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

- 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

学校教育法 (抜粋)

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

(義務教育)

第十六条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

(就学義務)

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

(保護者の就学義務不履行)

第一四四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

学校教育法施行令 (抜粋)

(昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号)

(校長の義務)

第十九条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

(長期欠席者等の教育委員会への通知)

第二十条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(教育委員会の行う出席の督促等)

第二十一条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第十七条第一項又は第二項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

児童の権利に関する条約 (抜粋)

(平成六年五月十六日条約第二号)

(生命・生存・発達への権利)

第六条

- 一 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 二 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(親等による虐待・放任・搾取からの保護)

第十九条

- 一 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 二 一の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに一に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

個人情報保護に関する法律 (抜粋)

(平成十五年五月三十日法律第五十七号)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

参考・引用文献・資料



- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)
文部科学省：令和元年5月9日
- ・養護教諭のための児童虐待対応の手引 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm)
文部科学省：平成19年10月
- ・子ども虐待ガイドライン～小学校・中学校教職員、放課後児童クラブ支援者のために～
平成18年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do>）
- ・子ども虐待対応の手引き (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>)
厚生労働省：平成19年2月
- ・市町村児童家庭相談援助指針 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-sisin.html>)
厚生労働省：平成17年2月
- ・児童相談所運営指針 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05.html>)
厚生労働省：平成19年1月
- ・児童虐待対応マニュアル（関係機関用）～子どもたちの笑顔のために～
奈良県：平成20年3月
- ・市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル 私たちのまちの子ども・子育て家庭への支援のために
奈良県：平成28年3月
- ・保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き
福島県・福島県教育委員会：平成19年12月
- ・子どもの虐待対応の手引き 幼稚園・保育所・小中学校等における虐待対応マニュアル
熊本県教育委員会：平成19年3月
- ・教職員のための児童虐待対応マニュアル
千葉県教育庁教育振興部指導課：平成19年3月
- ・いのちを守り育むために ～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～
高知県教育委員会：平成20年8月
- ・教職員・保育所従事者のための児童虐待対応マニュアル
埼玉県・埼玉県教育委員会：平成30年3月
- ・子どもをドメスティック・バイオレンスから守るために
鳥取県教育委員会：平成17年11月

教職員のための児童虐待対応の手引

平成20年12月発行

令和元年7月改訂

奈良県教育委員会事務局 生徒指導支援室

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-22-1101（代表）